

第33回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1番, 2番)

開催期日 令和8年3月27日

第33回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和8年3月27日(金) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1番	鈴木正志	10番	長尾卓也
2番	田村俊彦	11番	川崎浩彦
3番	田村賢治		
4番	西川満	13番	寺雅彦
5番	桂一照	14番	吉田義弘
6番	柴田貴浩	15番	吉尾由美子
7番	土門雅一	16番	大櫛和矢
8番	松田とも子	17番	塚本政紀
9番	中島武博	18番	鳥村正行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局長	藤澤祐之
〃	事務局主査	清藤大亮
〃	事務局員	山下倅生
〃	事務局員	成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 53 号	令和 7 年度農地部会活動報告及び令和 8 年度活動計画について
5	報告第 54 号	令和 7 年度農政部会活動報告及び令和 8 年度活動計画について
6	報告第 55 号	令和 7 年度運営委員会活動報告及び令和 8 年度活動計画について
7	報告第 56 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
8	議案第 160 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
9	議案第 161 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
10	議案第 162 号	土地の現況証明願いについて
11	議案第 163 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
12	議案第 164 号	農地のあっせんについて
13	議案第 165 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）
14	議案第 166 号	地域計画における目標地区の素案の提出について
15		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 33 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様におかれましてはお忙しい日々を過ごしている事と思います。また、相談案件も多くなってきている方もいらっしゃると思いますが、相手の気持ち十分に考え丁寧な対応をお願いしたいと思います。今年最初の総会で、議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、1 番鈴木委員、2 番田村俊彦委員を指名いたします。よろしく願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2月26日に第14回農地部会及び第7回農政部会を開催した。2月28日に北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、田村俊彦委員、長尾委員が出席した。3月4日から18日に令和7年栗山町議会定例会3月定例会議が開催され、鳥村会長が出席した。3月19日に現地調査を桂委員、土門委員、中島委員で実施した。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第53号「令和7年度農地部会活動報告及び令和8年度活動計画について」農地部会より報告をお願いします。

(10番 長尾農地部会長)

報告第53号 令和8年3月27日 農業委員会 会長 鳥村正行様 農業委員会農地部会部会長 長尾 卓也、令和7年3月27日 第21回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第10回 令和7年7月30日、内容 農地パトロールの実施について、第11回 令和7年9月29日、内容 農地パトロールの実施における詳細について。令和7年10月8日から10日にかけて利用状況調査及び農地パトロールの実施。第12回 令和7年10月24日、内容 農地パトロールの実施結果について、耕作放棄地の対応について。第13回 令和7年12月25日、内容 栗山町農地利用意向調査の実施について。第14回 令和8年2月26日、内容 令和7年度活動報告及び令和8年度活動計画について。2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

令和7年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 2月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。2. 遊休農地(耕作放棄地)解消対策の実施 「農地パトロール(利用状況調査)」の実施内容及び日程に基づき、10月8日から10日の3日間にわたり農地パトロール(利用状況調査)について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務局により、指導対象農地(遊休農地)の区分を行った。3. 2の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処理された。

令和8年度 農地部会活動計画 1. 農地流動化意向調査の実施 2. 遊休農地解消対策の実施 3. 農地パトロール(違反転用・不法投棄) 4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 〈両部会共通事項〉
□一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携 □新規就農支援活動 □農業者年金の新規加入促進
□担当地区農家との情報交換及び相談業務 □全国農業新聞の普及活動 となっております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。只今、農地部会より令和7年度の活動報告、令和8年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 報告第54号「令和7年度農政部会活動報告及び令和8年度活動計画について」農政部会より報告をお願いします。

(2番 田村俊彦農政部会長)

報告第54号 令和8年3月27日 農業委員会 会長 鳥村 正行様 農業委員会農政部会 部会長 田村 俊彦、令和7年3月27日 第21回農業委員会総会において報告いたしました農政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第5回 令和7年7月30日、内容 農作物作況調査(視察)の実施について、令和7年8月9日農作物作況調査の実施。第6回 令和7年12月25日、新規就農認定について。第7回 令和8年2月26日、内容 令和7年度活動報告及び令和8年度活動計画について 2. 活動結果 別紙のとおりとなります。

令和7年度 農政部会活動報告 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化として、7月6日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、松田委員、吉尾委員が出席した。9月14日～15日：新農業人フェアが東京都で開催され、松田委員、吉尾委員が出席した。11月8日～9日：新農業人フェアが大阪府で開催され、西川委員、吉田委員が出席した。2月28日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、田村俊彦委員、長尾委員が出席した。2. 農業者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 2月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。3. 農作物作況視察の実施 8月9日に水稻(普及センター試験圃場)、基盤整備(2か所)の視察を行った。4. 各種農業施策の研修 10月24日：由仁町農業委員会との交流会へ参加した。10月30日：深川市で開催された令和7年度地区別農業委員等研修会へ参加した。12月16日：札幌市で開催された令和7年度農業委員会活動強化研修会へ参加した。5. その他農政活動に関すること 6月9日、7月10日、8月4日、12月8日、3月17日：農業者年金推進活動を松田委員、吉尾委員で実施した。11月4日～13日：一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により「農業者等との意見交換会」を町内21箇所で開催した。

令和8年度 農政部会活動計画 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ態勢の充実強化 2. 農業者の意向把握と認定農業者(地域の担い手)の掘り起こし活動 3. 農業施策に関する関係機関への陳情要請活動 4. 農作物作況視察の実施 5. 各種農業施策の研修 6. その他農政活動に関することまた、両部会共通事項については農地部会と同様となります。以上です。

(議長)

ありがとうございます。只今、農政部会より令和7年度の活動報告、令和8年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 報告第 55 号「令和 7 年度運営委員会活動報告及び令和 8 年度活動計画について」運営委員会より報告をお願いします。

(11 番 川崎委員長)

報告第 55 号 令和 8 年 3 月 27 日 農業委員会 会長 鳥村 正行様 農業委員会運営委員会委員長 川崎 浩彦、令和 7 年 3 月 27 日 第 21 回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第 11 回 令和 7 年 6 月 27 日、内容 研修視察計画について、令和 7 年度新規就農イベントの派遣について、農業委員会総会における傍聴について。第 12 回 令和 7 年 9 月 27 日 令和 7 年度農業委員道外視察研修について、由仁町農業委員会との合同研修について、ナチュラルビズに伴う総会等の服装対応について、農団パークゴルフ大会について、各種研修会派遣について。第 13 回 令和 7 年度活動報告及び令和 8 年度活動計画について、令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、令和 8 年度農業委員会総会日程について、令和 8 年度農業委員視察研修について、2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

令和 7 年度 運営委員会活動報告 1. 農業委員会研修の開催 由仁町農業委員会交流会を 10 月 24 日に由仁町で開催し、17 名が参加した。農業委員道外研修視察を 11 月 16 日から 11 月 20 日に沖縄県石垣市等で行い 13 名が参加した。2. 農業関係団体との情報交換 栗山町農業団体交流会が 11 月 13 日に開催され、13 名が参加した。栗山町農業振興公社との連携により農業者等との意見交換会を 11 月 4 日～12 日に町内 21 箇所で開催し、各地区担当委員が参加した。栗山町長、栗山町議会副議長との新春懇談会を 1 月 29 日に開催し、15 名が参加した。3. 農業委員会の運営 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月までの間に 12 回の農業委員会総会を開催した。

令和 7 年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。只今、運営委員会より令和 7 年度の活動報告、令和 8 年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 7 報告第 56 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 56 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、1 件でございます。

番号1 所在 ○○763 番地2 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積624㎡外6筆。内訳につきましては、田が5筆39,576㎡、畑が2筆1,343㎡、7筆合計40,919㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和4年1月30日、契約期間 令和4年1月30日から令和14年1月30日、解約通知日は令和8年2月20日でございます。賃貸者 栗山町字○
○763 番地1 ○○○○、賃借人 栗山町字○
○763 番地1 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程8 議案第160号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第160号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今日は、2件でございます。

番号1 所在 ○○782 番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積11,465㎡の1筆でございます。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和7年6月23日、契約期間は令和7年6月23日から令和11年11月30日、解約通知日は令和8年3月13日でございます。通知者につきましては賃貸人、○
○市○
○1 番1 ○○○○、賃借人、栗山町字○
○534 番地1 ○
○○○ となっております。

番号2 所在 ○○511 番地 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積3,928㎡外2筆。全筆畑でございます。3筆合計面積が15,811㎡となっております。利用状況については普通畑として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和2年11月30日、契約期間は令和2年11月30日から令和9年11月30日、解約通知日は令和8年3月11日でございます。通知者につきましては賃貸人、栗山町○
○72 番地 ○○○○、賃借人、栗山町字○
○478 番地32 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは採決に移ります。

議案第160号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第160号は原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 161 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 161 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○83 番地の内 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 135 m²外 6 筆。内訳につきましては、田が 3 筆 3,303 m²、畑が 4 筆 15,770 m²、7 筆合計 19,073 m²。賃貸人 栗山町字○○90 番地 ○○○○、賃借人 ○○市○○6 番 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、転用目的につきましては、耕土改良及び土砂採取となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(5 番 桂)

令和 8 年 2 月 26 日、第 32 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請及び現況証明の願い出に基づき、令和 8 年 3 月 19 日に、土門委員、中島委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきましては、申請地は、栗山町役場継立出張所の南約 6.9km に位置する農用区域内農地であり、この度、申請者より耕土改良に合わせて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。また、現況証明願いにつきましては、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、及び現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 161 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第 161 号は原案どおり決定といたします。

日程 10 議案第 162 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 162 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○512 番地 8 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 1,295 m²外 4 筆でございます。利用状況 山林、所有者及び願出人氏名 栗山町字○○511 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

それでは議案第 162 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 162 号については原案どおり決定といたします。

日程 11 議案第 163 号「農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 163 号 農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は賃貸借 15 件、使用貸借 2 件の計 17 件でございます。

整理番号 7 賃 131-1 及び 131-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○649 番地 有限会社○○○
○ 取締役○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○
理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○191 番地 6 ○○○○、申出年月日は令和 8 年 3 月
2 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○108 番地 1 現況地目 畑、面積
8,321 m²外 1 筆。2 筆とも畑でございまして合計 9,034 m²となっております。設定する利用権の内容に
つきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 7 か
月となっております。借賃につきましては 10a あたり、畑○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○
○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は
水稲、小麦で、構成員は男 9 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農地中間管理
事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 使 132-1 及び 132-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○167 番地 86 ○○○○外 1
名、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、
利用権を設定する者 ○○市○○3 番地 2 ○○○○、申出年月日は令和 8 年 3 月 3 日でございます。
利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○167 番地 53 現況地目 畑、面積 919 m²外 2 筆。内訳
につきましては、田が 2 筆 11,753 m²、畑が 1 筆 919 m²、3 筆合計 12,672 m²となっております。設定す
る利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 8 年 11 月 30
日までの 7 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経

営作物は花きで、世帯員は男4人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃133-1及び133-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29番地 有限会社〇〇〇〇取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇82番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年3月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇88番地4 現況地目 田、面積9,325㎡の1筆。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年4月20日から令和12年11月30日までの4年7か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、種子馬鈴薯で、構成員は男4人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃134-1及び134-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29番地 有限会社〇〇〇〇取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇82番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年3月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇289番地1 現況地目 田、面積3,462㎡の1筆。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年4月20日から令和9年3月31日までの11か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、種子馬鈴薯で、構成員は男4人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃135-1及び135-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇534番地1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇1番1 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年3月13日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇782番地1 現況地目 田、面積11,465㎡の1筆。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年4月20日から令和11年11月30日までの3年7か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、世帯員は男1人、女3人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃136-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇117番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和8年3月18日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所

在 ○○124 番地 現況地目 田、面積 11,081 m²外 1 筆。全筆田でございまして合計面積 16,646 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 13 年 4 月 20 日までの 5 年となっております。借賃につきましては 7 所 31-1 の対価○○○○○○円に 1%を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、構成員は男 1 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 137-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○649 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 8 年 3 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○288 番地 1 現況地目 田、面積 5,594 m²外 2 筆。全筆田でございまして合計面積 15,452 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 13 年 4 月 20 日までの 5 年となっております。借賃につきましては 7 所 50-1 の対価○○○○○○円に 1%を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、構成員は男 9 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 138-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 8 年 3 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○23 番地 5 現況地目 田、面積 1,858 m²外 6 筆。内訳につきましては、田が 6 筆 20,326 m²、畑が 1 筆 1,932 m²、7 筆合計 22,258 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 13 年 4 月 20 日までの 5 年となっております。借賃につきましては 7 所 50-1 の対価○○○○○○円に 1%を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱で、世帯員は男 2 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 139-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○267 番地 5 ○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 8 年 3 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○758 番地 2 現況地目 畑、面積 990 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 4 筆 42,064 m²、畑が 1 筆 990 m²、5 筆合計 43,054 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 13 年 4 月 20 日までの 5 年となっております。借賃につきましては 7 所 61-1 の対価○○○○○○円に 1%を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、世帯員は男 3 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、

年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 140-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 3 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇597 番地 1 現況地目 田、面積 21,618 m²外 6 筆。内訳につきましては、田が 4 筆 42,904 m²、畑が 1 筆 846 m²、雑種地 2 筆 2,573 m²、7 筆合計 46,323 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 13 年 4 月 20 日までの 5 年となっております。借賃につきましては 7 所 128-1 の対価〇〇〇〇〇〇円に 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 141-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇68 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 3 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇138 番地 1 現況地目 畑、面積 12,332 m²の 1 筆。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 13 年 4 月 20 日までの 5 年となっております。借賃につきましては 7 所 130-1 の対価〇〇〇〇〇〇円に 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、構成員は男 2 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 142-1 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇24 番地 32 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 3 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇731 番地 1 現況地目 田、面積 18,673 m²外 3 筆。全筆田でございまして 4 筆合計 64,869 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 13 年 4 月 20 日までの 5 年となっております。借賃につきましては 7 所 129-1 の対価〇〇〇〇〇〇円に 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、玉葱で、世帯員は男 1 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 15 件、使用貸借 2 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号7賃131-1及び131-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃131-1及び131-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃131-1及び131-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7使132-1及び132-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使132-1及び132-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7使132-1及び132-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃133-1及び133-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃133-1及び133-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃133-1及び133-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃134-1及び134-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃134-1及び134-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃134-1及び134-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃135-1及び135-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃135-1及び135-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃135-1及び135-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃136-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃136-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃136-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃137-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃137-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃137-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃138-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃138-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃138-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃139-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃139-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃139-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃140-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃140-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃140-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃141-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃141-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃141-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃142-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃142-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃142-1は原案どおり決定いたします。

日程12 議案第164号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案164号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は14件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇834番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月3日 申出地所在 〇〇1513番地、地目につきましては、公募現況ともに田、面積14,120㎡の1筆。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 西川)

〇〇さんにおかれましては、耕作をしやすいように農地を移動させたいということから農地を売却し

たいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、西川委員、塚本委員よろしくお願ひします。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

番号2 あっせん申出者 栗山町字○○306番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○ 申出年月日 令和8年3月3日 申出地所在 ○○1558番地、地目につきましては、公募現況ともに田、面積6,304㎡の1筆。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 西川)

○○さんにおかれましては、耕作をしやすいように農地を移動させたいということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、西川委員、塚本委員よろしくお願ひします。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

番号3 あっせん申出者 栗山町字○○511番地 ○○○○ 申出年月日 令和8年3月5日 申出地所在 ○○508番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積7,771㎡外32筆。内訳につきましては、田が26筆56,323㎡、雑種地7筆1,995㎡、33筆合計58,318㎡となっております。別紙に

今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、賃貸を行っていた農地を売買したいということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、塚本委員よろしくをお願いします。

続いて番号4について事務局より説明をお願いします。

番号4 あっせん申出者 〇〇市〇〇12番1号 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月5日 申出地所在 〇〇12番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積6,518㎡外22筆。全筆田でございまして23筆合計61,565.07㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、賃貸を行っていた農地を売買したいということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として柴田委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4はあっせんを可といたしますので、塚本委員、柴田委員よろしくお願ひします。

続いて番号5について事務局より説明をお願いします。

番号5 あっせん申出者 ○○県○○11番地10 ○○○○ 申出年月日 令和8年3月6日 申出地所在 ○○442番地2、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積649㎡外3筆。全筆畑でございまして4筆合計19,413㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 西川)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に○○○○さん、第2候補に○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として柴田委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございせんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5はあっせんを可といたしますので、西川委員、柴田委員よろしくお願ひします。

続いて番号6について事務局より説明をお願いします。

番号6 あっせん申出者 栗山町字○○730番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○ 申出年月日 令和8年3月6日 申出地所在 ○○238番地1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積612㎡外1筆。全筆畑でございまして2筆合計704㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に

〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として柴田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6はあっせんを可といたしますので、塚本委員、柴田委員よろしくお願ひします。

続いて番号7について事務局より説明をお願いします。

番号7 あっせん申出者 栗山町〇〇25番地 15 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月10日 申出地所在 〇〇109番地16、地目につきましては、公募が畑、現況が田、面積261㎡外12筆。内訳につきましては、田が12筆41,253㎡、雑種地が1筆37㎡、13筆合計41,290㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号7について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7はあっせんを可といたしますので、塚本委員、寺委員よろしくお願ひします。

続いて番号8について事務局より説明をお願いします。

番号8 あっせん申出者 栗山町〇〇72番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月11日 申出地所在 〇〇511番地1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積3,928㎡外2筆。内訳につきましては、田が1筆3,140㎡、畑が2筆12,671㎡、3筆合計15,811㎡となっております。別紙に今回の

申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(14番 吉田)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として柴田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号8について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号8はあっせんを可といたしますので、吉田委員、柴田委員よろしくお願ひします。

続いて番号9について事務局より説明をお願いします。

番号9 あっせん申出者 栗山町字〇〇118番地4 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月16日 申出地所在 〇〇118番地1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積3,577㎡外4筆。内訳につきましては、田が2筆2,813㎡、畑が2筆15,892㎡、雑種地1筆194㎡、5筆合計18,899㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(11番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号9について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号9はあっせんを可といたしますので、川崎委員、長尾委員よろしくお願ひします。

続いて番号10について事務局より説明をお願いします。

番号10 あっせん申出者 栗山町字〇〇288番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月18日 申出地所在 〇〇288番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積15,259㎡外24筆。内訳につきましては、田が15筆81,440㎡、畑が6筆9,841㎡、雑種地4筆3,521㎡、25筆合計94,802㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16番 大櫛)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号10について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号10はあっせんを可といたしますので、大櫛委員、長尾委員よろしくお願ひします。

続いて番号11について事務局より説明をお願いします。

番号11 あっせん申出者 栗山町字〇〇150番地44 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月18日 申出地所在 〇〇145番地1、地目につきましては、公募が畑、現況が田、面積5,053㎡外9筆。内訳につきましては、田が8筆34,873㎡、畑が2筆31,162㎡、10筆合計66,035㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(10番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで

今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として大櫛委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号11について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号11はあっせんを可といたしますので、長尾委員、大櫛委員よろしく願います。

続いて番号12について事務局より説明をお願いします。

番号12 あっせん申出者 栗山町字〇〇422番地11 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月18日
申出地所在 〇〇585番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積4,352㎡の1筆。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(10番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として大櫛委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号12について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号12はあっせんを可といたしますので、長尾委員、大櫛委員よろしく願います。

続いて番号13について事務局より説明をお願いします。

番号13 あっせん申出者 〇〇市〇〇198番地1 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月18日 申出地所在 〇〇1006番地、地目につきましては、公募現況ともに田、面積20,145㎡の1筆。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてくださ

い。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(10番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後該当農地で耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として大櫛委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号13について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号13はあっせんを可といたしますので、長尾委員、大櫛委員よろしく願います。

続いて番号14について事務局より説明をお願いします。

番号14 あっせん申出者 栗山町字〇〇70番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和8年3月18日 申出地所在 〇〇341番地、地目につきましては、公募現況ともに田、面積21,774㎡の1筆。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7番 土門)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鈴木委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号14について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 14 はあつせんを可といたしますので、土門委員、鈴木委員よろしく願
いします。

日程 13 番 議案第 165 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」事務局の説明を
お願いします。

議案第 165 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、本件につきまして、農業委員
会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入
の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされおり、最適化活動の透明
性を確保するため、実施状況について公表することとされています。

本議案は、令和 4 年 2 月の農水省からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」という通知
に基づき最適化活動の目標を設定するものとなります。以降、抜粋してご説明させていただきます。
農業委員会の体制につきましては、17 名、農家農地等の外湯につきましては、農林業センサス等に基づ
き記載しております。耕地面積については、田 3, 990 ヘクタール、畑 1, 930 ヘクタールとなっております。

最適化活動の目標につきまして、現状集積面積が 5, 419 ヘクタール、集積率は 91.5%となっており
ます。目標につきましては、新規集積面積を 10 ヘクタールとし、令和 8 年度末で 5, 429 ヘクタール、
集積率 91.7%を目標としております。なお、ここで言う新規集積面積は、認定農業者間での農地移動で
はなく、「既に営農されていない方から認定農業者への移動」となります。遊休農地の解消につきまし
て、現状では遊休農地の面積は無しとなっております。

2 最適化活動の活動目標につきまして、日数目標 1 か月あたり 6 日間と令和 6 年度同様とさせて頂
いております。繁忙期は忙しくてなかなか動く事は厳しい事から、年間で 72 日というような考え方
になるかと思えます。なお、目標日数にカウント出来るものは、委員さんに毎月提出頂いております活動
記録簿の大項目 2~4 となり、例えば出し手・受け手の意向把握、現地確認、新規参入関係となります。
なお、総会等出席は活動記録簿に記載頂きますが、カウントには入らない事から総会等を除いて 6 日間
となります。

また、最適化活動を行う人数を 18 名としております。その他、活動強化月間の設定、新規参入の部分は
後ほどお目通し頂けたらと思えます。

なお、本件の今後の流れとして、4 月末を期限として栗山町ホームページ上にて公表、また北海道及び
北海道農業会議へ報告するものとなります。

関連となりますが、令和 7 年度の実施状況につきましては、農業委員さんにご提出頂いております、活
動記録簿をベースに実施状況の点検を行い 4 月総会にてご審議頂き、同じく公表・報告の流れを予定し
ております。以上です。

（議長）

はい。只今、事務局より、説明がありました。何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

議案第 165 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 165 号は原案通り決定いたします。

日程 14 番 議案第 166 号 「地域計画における目標地図の素案の提出について」事務局の説明をお願いします。

議案第 166 号 地域計画における目標地図の素案の提出について、地域計画における目標地図について、別紙のとおり町へ提出するため意見を諮う。

（議長）

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

議案第 166 号「地域計画における目標地図の素案の提出について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 166 号は原案通り決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

（議長）

次期総会の日程は 4 月 24 日金曜日 午後 6 時 00 分から、現地調査につきましては 4 月 17 日金曜日 午前 9 時 30 分から 第 1 班 田村賢治委員、長尾委員、松田委員をお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

（局長）

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。（午前 11 時 00 分 終了）

